

# 公益財団法人笹川スポーツ財団 評議員選定委員会運営規程

平成23年4月6日

規程 第9号

改正 令和元年5月24日 規程第69号

## (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団定款第11条に関し必要な事項を定め、その運営の円滑化を図ることを目的とする。

## (設置及び任務)

**第2条** 公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）は、前条の目的を達成するため、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、定款第11条の定めにより、財団の評議員の選任及び解任の候補者を選定することを任務とする。

## (構成)

**第3条** 選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

2 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 財団又は関連団体（主要な取引及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前項に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

3 選定委員会委員長は、選定委員会委員の互選によって選出する。

## (招集)

**第4条** 選定委員会は理事長が招集する。

## (選定方法)

**第5条** 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員

の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

#### (情報提供)

**第6条** 理事長は、選定委員会における審議に当たり、下記の情報を提供しなければならない。

(1) 評議員候補者の経歴、選任理由、財団及び財団の理事又は監事との関係その他の評議員候補者に関する情報

#### (議事録)

**第7条** 選定委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した選定委員会委員全員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を評議員会に提出しなければならない。

#### (任期)

**第8条** 選定委員会の委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

2 選定委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (報酬)

**第9条** 委員会に出席した委員には、理事会並びに評議員会に準じた出席報酬を支給することができる。また、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

#### (改廃)

**第10条** この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

#### 附 則 (平成23年4月6日 規程第9号)

この規程は、平成23年4月6日に施行し、公益財団法人笹川スポーツ財団の設立の登記の日（平成23年4月1日）から適用する。

#### 附 則 (令和元年5月24日 規程第69号)

この規程は、令和元年5月24日に施行し、令和元年5月1日から適用する。